

坂城町公共施設グランドデザイン

— 公共施設整備構想 —



令和2年(2020年)3月

坂 城 町

目 次

第1章 はじめに

1. 坂城町公共施設グランドデザイン策定の目的 P 1
2. 構想の位置づけ P 1
3. 計画期間 P 2

第2章 坂城町の現状

1. 人口動向 P 3
2. 財政の状況 P 3
3. 公共施設の状況 P 5
4. 現状の考察 P 6

第3章 施設整備の方向性

1. 基本的な考え方 P 7
2. 施設整備の具体的方向性
 - ▶ 坂城地区 P 8
 - ▶ 中之条地区 P 11
 - ▶ 南条地区 P 14
 - ▶ 村上地区 P 15
3. フォローアップの実施 P 17

【参考資料】

- 本構想の対象とする公共施設位置図 P 18
- 用語の定義 P 19

第1章 はじめに

1. 坂城町公共施設グランドデザイン策定の目的

現在、全国の自治体において公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっています。坂城町も例外ではなく、複数の施設において老朽化が進行しており、近い将来、多くの施設整備が必要になってきます。施設整備に際しては、財政負担の平準化とともに少子高齢化及び人口減少といった社会構造や行政ニーズの変化を見越した施設整備を行っていく必要があります。

町では、変化していく社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し中長期的な視点をもって施設整備を行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図ることを目的として、平成28年度（2016年度）に「坂城町公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定しました。総合管理計画では、公共施設の機能・分野（大分類）ごとに施設整備の基本的な方向付けを示していますが、個々の施設における具体的な施設整備の内容までは示していないことから、坂城町公共施設グランドデザイン（以下、「本構想」という。）において、町の一定規模以上の施設における整備の内容や方向性を明示します。

坂城町では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGs（持続可能な開発目標）の理念や目標を踏まえた公共施設整備を行います。



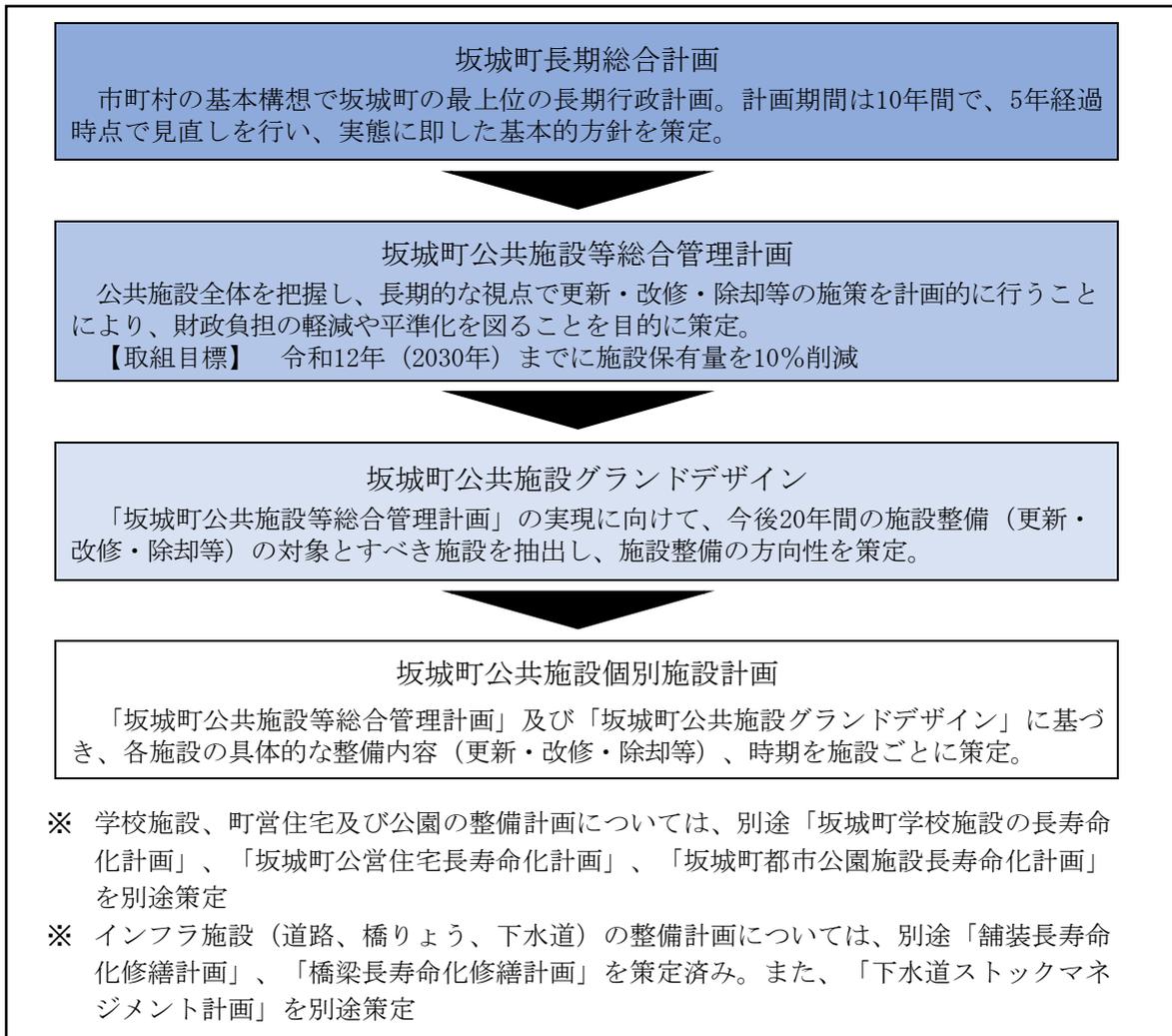
※ SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。

2. 構想の位置付け

本構想は、坂城町の最上位計画である「長期総合計画」の理念のもと、平成28年度（2016年度）に策定した総合管理計画と令和2年度（2020年度）を目途に策定を予定する「坂城町個別施設計画（以下、「個別施設計画」という。）」を結びつけるものとして、総合管理計画の内容を補完するとともに、個別施設計画で定める町の施設整備の内容の方向付けを行います。

なお、個々の施設整備の実施時期については、個別施設計画において明示していくこととします。

【図表 1】 坂城町公共施設グランドデザインの位置づけ



3. 計画期間

町が行う施設整備は、「坂城町長期総合計画」及び総合管理計画、令和2年度（2020年度）に策定する個別施設計画に基づいて推進する必要があるため、それら計画期間を勘案し、20年後を見据えて令和22年（2040年）を計画期間とします。

【図表 2】 各計画における計画期間

| | 平成29年～令和2年度 (2017年～2020年) | 令和3年度～12年度 (2021年～2030年) | 令和13年度～22年度 (2031年～2040年) |
|---------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 坂城町長期総合計画 | 第5次 | 第6次 | 第7次 |
| 坂城町公共施設等 総合管理計画 | 第1期 | | 第2期 |
| 坂城町公共施設 グランドデザイン | 本構想 | | |
| 坂城町公共施設 個別施設計画 | | 第1期 | 第2期 |

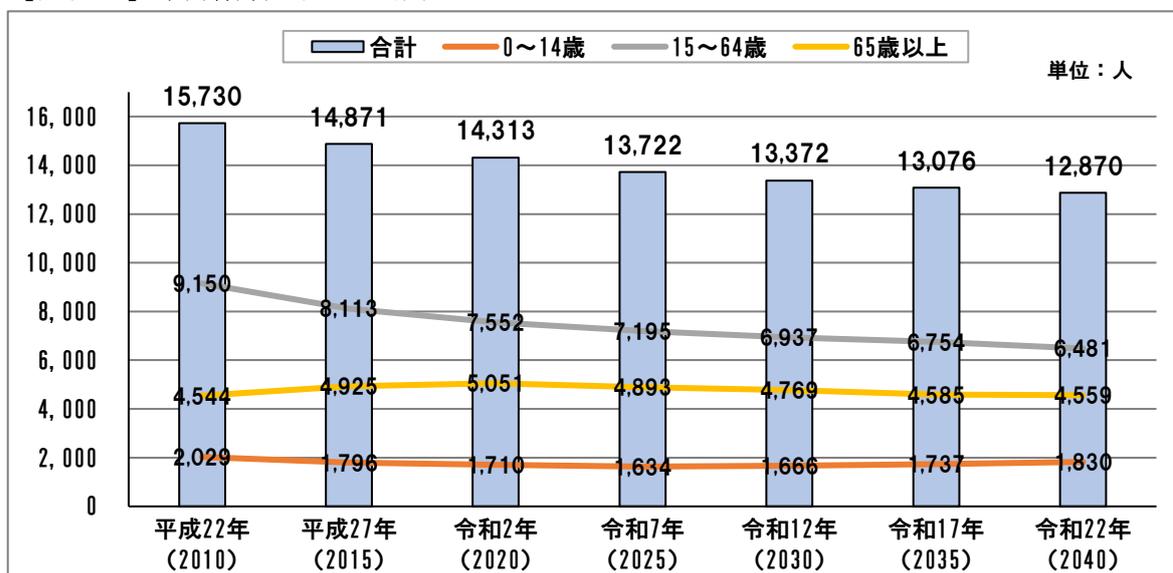
第2章 坂城町の現状

1. 人口動向

「坂城町人口ビジョン」（将来展望人口）による令和22年（2040年）の総人口は、12,870人で、令和元年（2019年）9月現在の14,309人に対し1,439名（10.1%）減少することを予測しています。

0歳から14歳の年少人口と65歳以上の老年人口が概ね横ばいで推移する一方、15歳から64歳までの生産年齢人口は僅かずつ減少を続けていくことが予想されます。

【図表3】年齢階層別人口の推計



2. 財政の状況

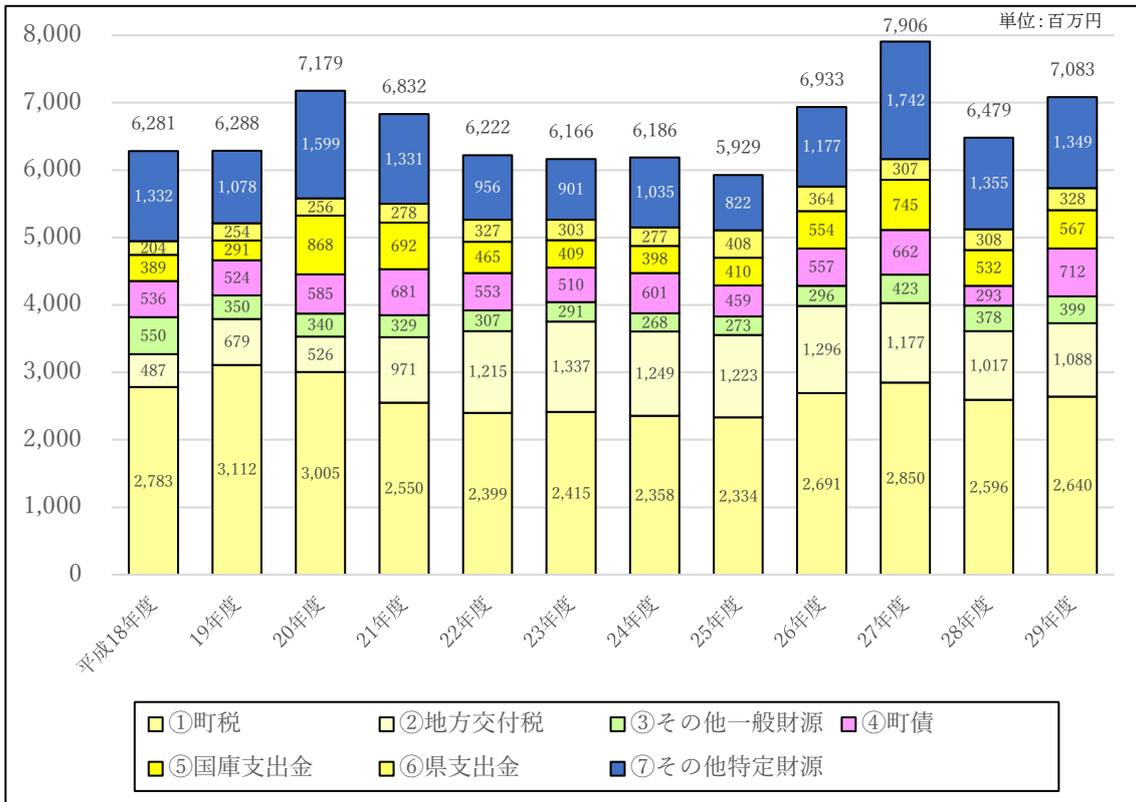
坂城町の財政状況は、南条小学校建設事業のあった平成27年度（2015年度）を除くと、歳入歳出ともに60億円から70億円前後で推移しています。

歳入面では、自主財源となる町税収入において企業の業績が好調であることを背景に、平成25年度（2013年度）以降は概ね増額傾向で推移し、平成29年度（2017年度）では、歳入全体に占める町税収入の割合が37.4%で、自主財源全体の割合は56.2%となっています。

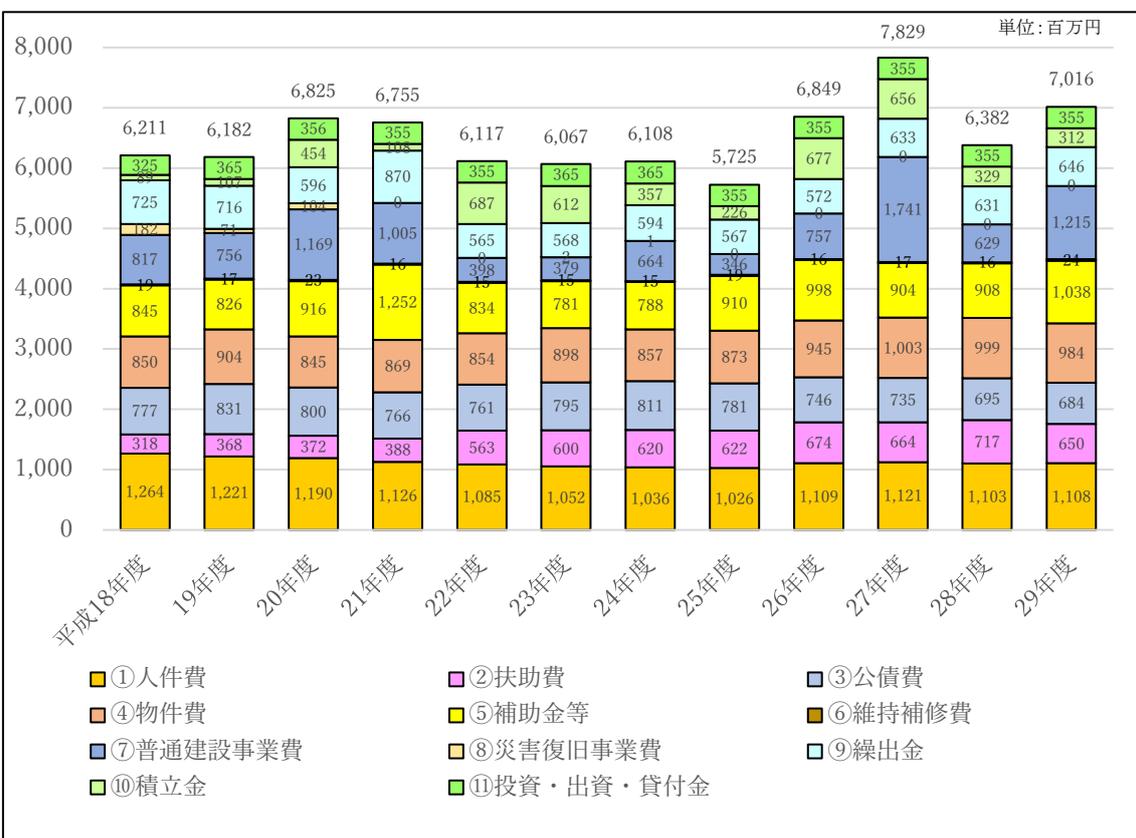
一方、歳出面では、義務的経費のうち公債費は減少傾向で推移していますが、人件費や社会保障などの扶助費が増加傾向となっています。

普通建設事業などの投資的経費は年度によって増減しますが、今後は国道18号バイパス関連事業や新たな工業団地の造成、公共施設等の老朽化に伴う改修工事などの経費の増加が見込まれます。一方、歳入では、高齢化が進み生産年齢人口の減少による町税収入の減少や地方交付税への影響が懸念されることから、自主財源の安定した確保を図るとともに、長期的な視点での財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

【図表4】歳入決算額の推移



【図表5】歳出決算額の推移



3. 公共施設の状況

平成30年度（2018年度）末で坂城町が保有する公共施設は108施設あり、建築後40年を経過する施設が約32.4%を占めて（施設数ベース）おり、徐々に老朽化が進んでいます。また、法定耐用年数を超過して使用している施設も半数以上あり、今後、計画的な施設整備を行う必要があります。

ただし、法定耐用年数を超過したとしても、長寿命化改修工事や適切な維持管理を行うことによって、法定耐用年数を超えて継続的に使用することが可能です。

【図表6】坂城町が保有する公共施設

| 大分類 | 中分類 | 施設名 |
|-----------------|-----------------|--|
| 文化系施設 | 集会施設 | 坂城町文化センター、勤労者総合福祉センター、中心市街地コミュニティセンター、坂城町隣保館、上平集会所、網掛集会所、坂城集会所、泉区集会所 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | 町立図書館 |
| | 博物館等 | 鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、文化の館、坂城町格致学校歴史民俗資料館 |
| スポーツレクリエーション系施設 | スポーツ施設 | 体育館、武道館 |
| | レクリエーション施設・観光施設 | 和平高原山の家、さかき地場産直売所、休憩施設（鉄のほそ道）、坂城駅前商工観光施設 |
| | 保養施設 | びんぐし湯さん館 |
| 産業系施設 | 産業系施設 | B.Iプラザさかき、商業インキュベータ施設、金井地区麦・大豆等生産振興センター、村上地区転作促進研修所、特用林産物生産施設、坂城町南条林業センター、びんぐしの里農産物加工センター |
| 学校教育系施設 | 学校 | 坂城中学校、南条小学校、坂城小学校、村上小学校 ※ 別途「学校施設の長寿命化計画」を策定予定 |
| | その他教育施設 | 食育・学校給食センター、大峰教室 |
| 子育て支援施設 | 幼稚園・保育園 | 南条保育園、坂城保育園（子育て支援センター）、村上保育園 |
| | 幼児・児童施設 | 南条児童館、村上児童館、坂城児童館 |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 老人福祉センター、ふれあいセンター |
| | 障がい福祉施設 | 開畝共同作業センター |
| | 保健施設 | 保健センター |
| 行政系施設 | 庁舎等 | 役場庁舎 |
| | 消防施設 | 消防詰所（第1分団～第11分団、ラッパ分団） |
| | その他行政系施設 | 防災センター、水防倉庫（四反田、鼠、網掛） |
| 町営住宅 | 町営住宅 | 旭ヶ丘団地、横尾団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地、坂端改良住宅 ※ 別途「公営住宅の長寿命化計画」を策定済 |
| 公園 | 公園 | びんぐしの里公園、さかき千曲川バラ公園便所、吉野健康広場（吉野記念公園）便所 ※ 別途「坂城町都市公園施設長寿命化計画」を策定済 |
| その他 | その他 | 大型共同作業所、農機具保管庫、教員住宅（南小上）、村上教員住宅、教員住宅（土井の入）、中川原教員住宅、共同作業場、坂城駅トイレ、中之条公衆トイレ、東町金井建物、坂城町網掛共同園芸施設、坂城駅自転車駐車場、南条児童館（旧） |

【図表 7】 建築経過年数別 施設割合

| | 施設数ベース | | 延べ床面積ベース | |
|-------------|--------|--------|-------------------------|--------|
| | 施設数 | 割合 | 延べ床面積 | 割合 |
| 9年以下 | 5施設 | 4.6% | 6702.84 m ² | 8.9% |
| 10年以上 20年未満 | 22施設 | 20.3% | 13520.52 m ² | 18.0% |
| 20年以上 30年未満 | 17施設 | 15.7% | 14578.57 m ² | 19.4% |
| 30年以上 40年未満 | 29施設 | 26.9% | 13503.19 m ² | 18.0% |
| 40年以上 50年未満 | 20施設 | 18.5% | 14334.73 m ² | 19.1% |
| 50年以上 | 15施設 | 13.9% | 12398.29 m ² | 16.5% |
| 計 | 108施設 | 100.0% | 75038.14 m ² | 100.0% |

※平成30年度（2018年度）末時点の施設数及び延べ床面積で算出

【図表 8】 耐用年数を超過して使用している施設数

| | 施設数ベース | | 延べ床面積ベース | |
|--------|--------|--------|-------------------------|--------|
| | 施設数 | 割合 | 延べ床面積 | 割合 |
| 耐用年数未満 | 44施設 | 40.7% | 41907.34 m ² | 55.8% |
| 耐用年数超過 | 64施設 ※ | 59.3% | 33130.80 m ² | 44.2% |
| 計 | 108施設 | 100.0% | 75038.14 m ² | 100.0% |

※うち、大規模改修済施設は8施設

4. 現状の考察

坂城町の公共施設は全体的に老朽化が進んでおり、今後、様々な施設整備が必要になります。しかしながら、令和22年（2040年）までの年齢階層別人口推計を考察すると、生産年齢人口（15歳～65歳）の減少が予想されることから、施設整備に必要となる町税収入の減少が懸念されます。また、今後の施設のあり方としては、年少人口（0歳～14歳）及び老年人口（65歳以上）は概ね横ばいで推移することから、子育て支援施設や保健・福祉施設の機能及び規模は現状を維持していく必要があると考えられます。一方、人口全体とすると10%程減少することが予測されることから、文化系施設や行政系施設、町営住宅などについては住民ニーズを勘案しながら規模の縮小や行政機能を集約するなど合理的な施設整備を進めていく必要があります。

第3章 施設整備の方向性

1. 基本的な考え方

(1) 本構想の対象とする施設

本構想においては、町が所有する108施設のうち、一定規模（延べ床面積300㎡）を超える22施設を主要な公共施設として抽出し、当該施設に係る施設整備の方向性を明示していくこととします。

なお、他の公共施設については、個別施設計画において施設整備の方向性を明示していくこととします。

また、町営住宅、公園施設については、別途、長寿命化計画が策定済であること及び小中学校については、令和2年度（2020年度）に別途、長寿命化計画を策定することとしていることから、本構想からは除くこととします。

【図表9】上記の条件に該当する施設（22施設）

| | 施設名 | 建築年度 | 構造 | 延べ床面積 (㎡) |
|----|-------------------------|------|-------|--------------|
| 1 | 坂城町庁舎 | 1983 | S R C | 4,938.14 |
| 2 | びんぐし湯さん館 | 2001 | S | 2,286.40 |
| 3 | B. I プラザさかき（坂城町文化財センター） | 1960 | S | 2,138.47 |
| 4 | 坂城町体育館 | 1970 | S R C | 1,934.50 |
| 5 | 坂城町文化センター | 1970 | R C | 1,588.25 |
| 6 | 南条保育園 | 2005 | S R C | 1,536.51 |
| 7 | 坂城保育園 | 2000 | S | 1,464.74 |
| 8 | 坂城町食育・学校給食センター | 2009 | S | 1,399.79 |
| 9 | 老人福祉センター | 1975 | S R C | 1,235.44 |
| 10 | 勤労者総合福祉センター | 1997 | S R C | 1,098.48 |
| 11 | 坂城町立図書館 | 1984 | S R C | 1,027.23 |
| 12 | 村上保育園 | 1993 | S | 987.28 |
| 13 | 中心市街地コミュニティセンター | 2004 | S R C | 777.88 |
| 14 | 坂城町武道館 | 1980 | S | 751.80 |
| 15 | 坂木宿ふるさと歴史館 | 1933 | W | 693.25 |
| 16 | 鉄の展示館 | 2001 | S R C | 661.78 |
| 17 | 防災センター | 1965 | S | 599.08 |
| 18 | ふれあいセンター | 2000 | S R C | 560.12 |
| 19 | 保健センター | 1979 | S R C | 556.42 |
| 20 | 文化の館 | 1840 | W | 480.87 |
| 21 | 坂城町隣保館 | 1977 | S R C | 367.40 |
| 22 | 坂城町格致学校歴史民俗資料館 | 1878 | W | 327.21 |

※ S：鉄骨造 S R C：鉄骨鉄筋コンクリート造 R C：鉄筋コンクリート造 W：木造

(2) 施設整備の検討方法

本構想の策定にあたり、町内を4つの地域に分け、それぞれの地域の特性や町が行ってきた施設整備の経過等を踏まえ、理想とする公共施設のあり方をイメージしたうえで、それを実現するために合理的な施設整備の具体的手法を導きます。

また、本構想の対象とする施設について、外部の有資格者（一級建築士等）による現地調査を実施し、不具合箇所の洗い出しや劣化状況の確認を行い、施設整備の方向性の検討を行いました。

なお、本構想における具体的な手法の定義は次のとおりとします。

【施設整備の具体的手法】

- 更新・・・建替え、新築、設備の交換
- 改修・・・経年劣化に伴い低下した機能・性能を回復
現行法令に適合しない機能・性能の改善
- 除却・・・解体・撤去
- 保全・・・計画的に施設や設備の点検・修繕等を行いながら
現状の施設を維持

施設整備の具体的手法の検討にあたっては、継続的に安定した行政サービスを提供し、住民満足度の高い施設整備を行うため、立地や使い勝手といった利便性のほか、人口規模や広域的な視野での施設配置などにも目を向けるとともに、日々変化する社会情勢（少子高齢化・人口減少等）や社会的ニーズ（防災、省エネルギー、環境対策、ユニバーサルデザイン等）、交通インフラ（道路、橋梁、鉄道、循環バスなど）など様々な観点から総合的に勘案します。

2. 施設整備の具体的方向性

◀ 坂城地区 ▶

(1) 施設整備の経過

町の中心市街地として鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、坂城町文化財センターといった歴史・文化・伝統を承継するための公共施設を整備・維持してきました。また、駅に近い特性を活かし、町内の創業支援と観光客の周遊を目的とした産業（商業・工業）インキュベーター施設の整備を進めてきました。

(2) 理想とする将来像

旧北国街道沿いの伝統的な建築物等を活かした街並み・景観整備など観光施策の推進に適した地域であるため、それら公共施設を計画的に維持していく必要があります。

一方で、人口減少率が比較的高い傾向にある地域であることから、賑わいのある

街並みを形成するためにも空き家・空き店舗対策の検討を含め、駅や役場、銀行、郵便局など公共的機関があるメリットを活かした生活環境の再整備を促進し、新たな定住者を呼び込む魅力ある地域を目指します。

また、安定した行政サービスを継続して提供するため、役場庁舎の機能的・構造的強化を図ります。

(3) 計画期間における施設整備の内容

上記(1)、(2)を踏まえ、下記の施設整備を行います。

① 坂城町隣保館

坂城町隣保館は、昭和52年（1977年）建築で、旧耐震基準の建築物であるため、耐震診断のうえ耐震対策を図る必要があります。

建築物は、単純なRC純ラーメン構造で比較的に耐震改修工事は容易であると推測されること及び現在の利用状況を勘案し、耐震改修工事を行い継続的に使用します。

② 中心市街地コミュニティセンター

中心市街地コミュニティセンターは、平成16年（2004年）の建築物で、1階には地元自治区の公民館（集会所）、2階には多目的ホールを備えた複合施設です。

比較的新しい施設ではありますが、空調設備の老朽化が進んでいることから、省エネ性能に優れた空調設備に更新したうえで建物の保全に努め継続的に使用します。

③ 鉄の展示館

鉄の展示館は、平成13年（2001年）建築の建築物で、主に坂城町出身の人間国宝 故 宮入行平刀匠の作品（日本刀）を展示しており町内外から多くの方が訪れる町の特徴的な施設です。

施設内部で中心市街地コミュニティセンターと繋がっており、基本構造や設備において共通の部分も多いことから、省エネ性能に優れた空調設備に更新したうえで、建物の保全に努め継続的に使用します。

④ 坂木宿ふるさと歴史館

ふるさと歴史館は昭和8年（1933年）に建築された昭和初期の建築様式を持つ木造一部3階建ての建築物であり、平成13年（2001年）に町に寄贈されました。これを受け、平成17年（2005年）に信濃村上氏や坂木宿の当時の歴史資料を展示する施設へと生まれ変わり、現在では鉄の展示館と並ぶ町の文化・歴史を伝承していくための施設となっています。

当該施設は文化的価値を有する建築物であり、一律の基準に基づいて改修を行うことは困難であることから、今後も適切な保全に努め継続的に使用します。

⑤ B.Iプラザさかき（坂城町文化財センター）

B.Iプラザさかき（坂城町文化財センター）は、昭和35年（1960年）建築で民間工場を譲り受け、創業支援施設としてリノベーションし、文化財の資料館としても使用している複合施設です。

ただし、旧耐震基準による建築物ですが、柔構造であり、地震等により即座に倒壊する危険性は低いと推測される事から、当面の間は保全を行いながら継続的に使用します。

⑥ 坂城保育園

坂城保育園は、平成12年（2000年）の建築物で、1階は坂城地区の未就学児が通う保育園、2階には子育てに関する相談・支援業務を行う子育て支援センターを備えた施設です。

当該施設は現在、大きな不具合がないことから、今後も保全に努め継続的に使用します。

⑦ 保健センター

保健センターは、昭和54年（1979年）建築で、旧耐震基準の建築物であるため、耐震診断のうえ耐震対策を図る必要があります。

しかし、今後ますます福祉や健康づくりに対する行政ニーズが高まっていくことが予想されることに加え、現在の施設が手狭になっていること及び地域福祉の拠点である中之条地区の老人福祉センターが老朽化していることを総合的に勘案し、健康づくりと福祉の増進に資する機能を有する施設として中之条地区に移転・集約のうえ更新を図ります。

なお、更新にあたっては、老人福祉センターと一体的に整備することによって更新費用やその後の維持管理経費の抑制に繋がると考えられることから、複合施設として更新し、利用者の利便性向上を図ります。また、移転後の保健センターは除却し、役場駐車場として活用します。

⑧ 役場庁舎

役場庁舎は昭和58年（1983年）に新耐震基準で建築された建築物であり、一般用途の建築物としての耐震性は確保されていますが、災害時に防災拠点となり庁舎の行政機能を継続するため、防災拠点としての強度を確保するための改修工事を行います（※）。

また、令和15年（2033年）には築後50年となり、給排水設備や空調設備の本格的な更新が必要となることから、長寿命化・省エネ化を含めてそれらの大規模改修を行います。

※ 耐震診断の結果、基準値（重要耐震度数1.5）を満たしている場合は、当該改修工事は行いません。

⑨ 防災センター

防災センターは、昭和40年（1965年）建築で、B.Iプラザさかき（坂城町文化財センター）同様に民間工場を防災備蓄庫、坂城町消防団分団詰所、男女共同参画センターの複合施設としてリノベーションした施設です。

旧耐震基準による建築物ですが、柔構造であり、地震等により即座に倒壊する危険性は低いと推測される事から、当面の間は保全を行いながら継続的に使用します。



保健センター



役場庁舎

《 中之条地区 》

（1）施設整備の経過

昭和40年代から、坂城町文化センターの建設を中心に、体育館、グラウンド、図書館、老人福祉センター、中学校など福祉・文化・教育など多様な公共施設の整備を進めてきました。特に坂城町文化センターでは、町の主要なイベントが年間を通じて数多く開催され、多くの人々が集う地域となっています。

近年では、文化センター周辺に駐車場を新たに設けたことから利用者の利便性も向上しました。

（2）理想とする将来像

町の福祉・文化・教育に関する主要な公共施設が集積しており、非常に多くの利用者が集う地区であることや防災上の重要施設として位置付けられている施設が数多くあることから、中之条地区で行政機能を引き続き維持・強化していく必要があります。

老朽化が進む老人福祉センターと先述の保健センターは、健康づくりと福祉の増進に資する複合施設として更新（新築）し、福祉・保健機能の強化を図るとともに、文化センター等の生涯学習機能を更に充実させ、利用者の利便性の向上を図り

ます。

(3) 計画期間における施設整備の内容

上記(1)、(2)を踏まえ、下記の施設整備を行います。

① 【新設】坂城町保健・福祉センター（仮称）

昨今の健康づくりに対する意識の高まりや少子高齢化が進む社会情勢を背景として、今後ますます高まる保健・福祉分野に関するニーズを踏まえるとともに、老人福祉センター及び先述の保健センターの老朽化が進んでいることから、新たに「坂城町保健・福祉センター（仮称）」を建設（更新）します。また、新複合施設は世代を超えた多くの町民が集う場として図書館との融合化を視野に入れた魅力ある施設整備を行います。

② 坂城町文化センター

坂城町文化センターは、昭和45年（1970年）建築で、坂城町体育館と共に、旧更埴市出身の建築家 滝沢健児氏の設計した建築物であり、芸術・文化的評価も高い施設です。

当該施設は旧耐震基準の建築物ではありますが、町民グラウンドや坂城町体育館の管理運営上、既存の場所に施設管理事務拠点が必要なこと、更新は耐震改修に比べ多くの費用を要することや、工期（解体工事＋新築工事）が長期に渡ることに伴う利用者への影響等を総合的に勘案し、現施設の耐震改修を含めた大規模改修工事を実施したうえで継続的に使用します。

③ 坂城町立図書館

坂城町立図書館は、昭和59年（1984年）に建築、開館しました。約12万冊以上の蔵書があり、子供から高齢者まで非常に多くの方に利用されています。

当該施設においては、空調設備などの更新・改修工事を終えており、現在において大きな不具合はありませんが、昇降機（エレベーター）の更新時期を迎えていることから、必要な改修を行ったうえで建物の保全に努め継続的に使用します。

なお、新たに建設を予定する老人福祉センター、保健センター等の複合施設との融合化を視野に入れ利用者の拡大を図ります。

④ 文化の館

文化の館は天保11年（1840年）の建築物で、当初は個人所有の建物でしたが、平成6年（1994年）に町に寄贈され、同年に改修工事を行い文化の館として開館しました。現在では公民館講座の絵画教室や茶道教室の会場等として利用されています。

当該施設も、先述の坂木宿ふるさと歴史館同様に歴史的価値を有する貴重な建

建築物であり、一律の基準に基づいて改修を行うことは困難であることから、今後も適切な保全に努め継続的に使用します。

⑤ 坂城町格致学校歴史民俗資料館

坂城町格致学校歴史民俗資料館は明治11年（1878年）に、中之条村と横尾村の組合立の学校として使用するために、旧中之条村の旧北国街道沿い（現在の交差点「坂城IC入口」付近）に建築された学校です。昭和51年（1976年）に県宝に指定され、その後、昭和58年（1983年）に現在の坂城町図書館南側に移築されました。現在は、遺物、文書などの歴史資料や民俗文化財の保存・展示するための施設として利用されています。

当該施設は、坂木宿ふるさと歴史館や文化の館同様に歴史的価値を有する貴重な建築物であり、一律の基準に基づいて改修を行うことは困難であることから、今後も適切な保全に努め継続的に使用します。

⑥ 坂城町体育館

坂城町体育館も坂城町文化センターと同じく滝沢健児氏の設計で、昭和45年（1970年）建築の旧耐震基準の建築物です。

平成10年（1998年）には大規模な内外装改修も行われ、建物の主要構造部（屋根・外壁）が良好な状態であることや、体育館としての機能にも支障が無く、立地的にもグラウンドに隣接し町民の利用頻度も高いことなどを総合的に勘案し、耐震改修工事を行ったうえで継続的に使用します。

⑦ 坂城町武道館

坂城町武道館は、昭和55年（1980年）建築で、旧耐震基準の建築物であるため耐震対策を図る必要があります。しかしながら、当該施設も多くの方に利用される施設であり、現在において剣道、柔道などに利用するうえで施設の機能的な支障がないことから、耐震改修工事を行ったうえで継続的に使用します。

⑧ 坂城町食育・学校給食センター

坂城町食育・学校給食センターは平成21年（2009年）の建築物で、町内小中学校の給食調理及び地域の食育の推進を目的とした研修室等も備えた施設です。

当該施設は、大きな不具合がないことから、今後も保全に努め継続的に使用します。

⑨ 老人福祉センター

老人福祉センターは、昭和50年（1975年）建築で、旧耐震基準の建築物であるため、耐震対策を図る必要があります。かつては大浴場を備えた高齢者の憩いの場とし

て機能していましたが、時代の変遷と共に入浴機能は終了し、現在では地域福祉や交流の拠点として使用されています。

当該施設は老朽化が進んでいることに加え、先述の保健センターを健康づくりと福祉の増進に資する複合施設として更新することから、当該施設は除却します。

なお、施設跡地については、新たな複合施設の建設予定地または新複合施設の駐車場として活用します。



坂城町文化センター・坂城町体育館



老人福祉センター

《 南条地区 》

(1) 施設整備の経過

南条地区は、テクノさかき工業団地の造成に加え、しなの鉄道テクノさかき駅の誘致を行い工業振興施策を積極的に推し進めてきた地域です。

公共施設としては、勤労者の健康増進を目的とした勤労者総合福祉センターの設置のほか、企業の技術支援を目的とした（公財）さかきテクノセンターが所有する坂城テクノセンターへの支援も行いながら、工業振興と住工混在の解消を推進してきました。

また、近年では、南条小学校及び南条児童館の更新を行い、教育・子育て環境の整備も行いました。

(2) 理想とする将来像

南条地区には産業集積地としての特色があり、比較的、規模の大きい企業が複数所在しています。また、数年後には、既存のテクノさかき工業団地の隣接地域に新たな造成も予定されており、今後もモノづくりの中心となっていくことが見込まれる地域です。

当地域は、工業振興施策を推進するうえで必要な公共施設や町外からの就業者の利用も視野に入れた公共的施設（勤労者総合福祉センターの設置、坂城テクノセンターの改修支援）の整備は概ね完了していることから、継続的なサービス提供のため、適切な施設の維持管理に努めることとします。また、小学校や児童館はともに新たに整備した施設であることから、長期に渡って使用できるよう適切な維持管理

に努めます。

(3) 計画期間における施設整備の内容

上記(1)、(2)を踏まえ、下記の施設整備を行います。

① 勤労者総合福祉センター

勤労者総合福祉センターは、平成9年（1997年）に旧独立行政法人 雇用・能力開発機構が建設し、平成15年（2003年）に町が有償で譲り受けた建築物です。

現在では、住民と町内企業に勤務する勤労者の健康増進及びコミュニティ活動の推進等を図ることを目的として指定管理者制度により運営・施設管理を行っています。施設管理者が必要な修繕を行ってきており、現在は利用に支障となるような不具合はありませんが、空調設備等の老朽化が進んでいることから、必要な改修・更新を行いながら建物の保全に努め継続的に使用します。

② 南条保育園

南条保育園は、平成17年（2005年）の建築物で、主に南条地区 及び 中之条地区の未就学児が通う保育施設です。

当該施設は現在、大きな不具合がないことから、今後も保全に努め継続的に使用します。



勤労者総合福祉センター



南条保育園

《 村 上 地 区 》

(1) 施設整備の経過

村上地区では、観光施策の要である日帰り入浴施設 びんぐし湯さん館や びんぐしの里公園を中心に、子供から高齢者まで多くの方々の憩いの場としてご利用いただけるよう施設整備を進めてきました。また、温泉を利用した介護予防施設 坂城町ふれあいセンターも整備し多くの方に利用されています。

(2) 理想とする将来像

数年後の国道18号バイパスの延伸に伴い、交通面の利便性が向上し、町外からよ

り多くの方が訪れることが予想されるため、自然環境を活かした施設整備が求められるとともに、ソフト事業と一体的に魅力的な観光施設整備をする必要があります。

(3) 計画期間における施設整備の内容

上記(1)、(2)を踏まえ、下記の施設整備を行います。

① びんぐし湯さん館

びんぐし湯さん館は、平成13年（2001年）に建設、開館した日帰り入浴施設（温泉）であり、町を代表する観光施設です。開館10周年を迎えた平成24年（2012年）にリニューアルを行い、観光施設としての魅力を高めてきました。

今後、平成24年に改修を行わなかった源泉を含め設備面等について適切な維持管理による保全に努めるとともに、令和4年（2022年）の開館20周年に合わせて、再度、改修を行い、更に魅力あふれる施設整備と併せて設備面の長寿命化を図ります。

② 村上保育園

村上保育園は、平成5年（1993年）の建築物で、主に村上地区の未就学児が通う保育施設です。

当該施設は現在において大きな不具合がないことから、今後も保全に努め継続的に使用します。

③ ふれあいセンター

ふれあいセンターは、平成12年（2000年）に高齢者の介護予防及び福祉の向上、健康増進等を目的に建設されました。びんぐし湯さん館の源泉を利用した入浴設備を備えており、日々多くの高齢者の方に利用されています。また、地元自治区の公民館（集会所）を併せ持つ複合施設となっています。

当該施設は、今後も温泉設備の衛生的な維持管理をはじめ、施設全体の適切な保全に努め継続的に使用します。



びんぐし湯さん館



ふれあいセンター

3. フォローアップの実施

本構想は、「長期総合計画」及び「総合管理計画」に基づく基本構想であることから、それら上位計画の更新等に合わせて、社会情勢や住民ニーズ等を含めて検討を行う中で必要に応じて見直しを行うこととします。

【参考資料】本構想の対象とする公共施設位置図



【参考資料】用語の定義

本構想における用語の定義は次の通りとします。

| | |
|------------------------------|--|
| かいしゅう 改修 | 経年劣化に伴い低下した建築物の機能や性能を回復させる工事。また現行法令（建築基準法等）に適合しない機能や性能（耐震性能等）の対策工事を行うこと。 |
| こうきょうしせつ 公共施設 | いわゆる「ハコモノ」。町が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、ハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、上水道、下水道等のインフラ施設を含む包括的な概念。本構想では、単に公共施設という場合はハコモノを指す。 |
| こうしん 更新 | 老朽化に伴い機能が低下した施設などを建て替え、同程度の機能に再整備すること。建築物の解体・新築、設備の交換。 |
| こべつしせつけいかく 個別施設計画 | 坂城町公共施設グランドデザインの下位に位置する計画であり、所管省庁の指針などに基づいた長寿命化計画、維持管理計画などのこと。 |
| じょきやく 除却 | 建築物を解体・撤去すること。 |
| たいしんせい たいしんせいのう 耐震性（耐震性能） | 建築物が地震に耐えられる性能のこと。その度合い。耐震指標である I_s 値が 0.6 以上ある建築物は、震度 6 強程度の大地震に対しても、倒壊や崩壊の危険性は低いと考えられている。 |
| たいようねんすう 耐用年数 | 建築物の寿命としての年数のこと。法定耐用年数、物理的耐用年数、機能的耐用年数、経済的耐用年数の 4 種類がある。本構想では、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において定められる法定耐用年数を指す。 |
| ちようじゅみょうか 長寿命化 | 計画的に改修することで、建築物の構造体の劣化進行を遅らせ、長期間使用すること。 |
| ふくごうか 複合化 | 機能が異なる複数の公共施設を 1 つの施設に集約すること。 |
| ふくごうしせつ 複合施設 | 機能が異なる複数の公共施設を 1 つの施設に集約した公共施設。 |
| へいじゅんか 平準化 | 年度毎にバラつきのある費用を予算の制約などの条件により、一定程度に均す作業のこと。 |
| ほぜん 保全 | 計画的に施設や設備の点検・修繕等を行いながら現状の施設を維持管理していくこと。 |

坂城町公共施設グランドデザイン

坂城町企画政策課 契約・管財係
TEL 0268-82-3111（代表）／ FAX 0268-82-8307

－ 協 力 －
公立大学法人 長野大学
(株)宮本忠長建築設計事務所
